## 長期ビジョン審議会規定集

**1 附属機関設置条例**(昭和 36 年 4 月 15 日兵庫県条例第 20 号)(抜粋)

(知事の附属機関の設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならないもののほか、次の表のとおり知事の附属機関を置く。

名称	担任する事務
長期ビジョン審議会	県長期ビジョンの策定に関する重要事項の調査審議に関する事務

第2条(省略)

(補則)

第3条 前2条の表に掲げる附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、別に条例に定めるもののほか、その附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附則(省略)

2 兵庫県長期ビジョン審議会規則 (昭和40年5月14日規則第45号)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第3条の規定に基づき兵庫県長期 ビジョン審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)
- 第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、県長期ビジョンの策定に関する重要事項について調査審議する。
- 2 審議会は、県長期ビジョンの推進に関する事項について、調査審議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

(委員の任命及び委嘱)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市町長

(会長)

- 第5条 審議会に、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

- 第7条 審議会に、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に、小委員長を置く。
- 4 小委員長は、小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 小委員長の職務及び小委員会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。 (参与)
- 第8条 審議会に、参与を置くことができる。
- 2 参与は、県長期ビジョンに関する識見を有する者であって、委員の経験を有するもののうちから、知事が 委嘱する。

- 3 参与は、審議会の要請に応じて、県長期ビジョンの策定に関する事項について、必要な助言を行う。 (幹事)
- 第9条 審議会に、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員を助ける。

(補則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。 附則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附則 (中略)

附則(平成24年6月22日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 3 兵庫県長期ビジョン審議会運営規程

(目的)

- 第1条 この規程は、兵庫県長期ビジョン審議会規則(平成24年6月22日規則第35号)第10条の規定により、兵庫県長期ビジョン審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。(招集)
- 第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

- 第3条 審議会は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、当該会議において、公開 しないと決めた場合は、この限りでない。
  - (1) 情報公開条例 (平成 12 年兵庫県条例第 6 号) 第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を 行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合(会議録)
- 第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。
- 2 会議録は、原則として公開する。
- 3 前条ただし書きの場合にあっても、公開することによって著しい支障をきたす部分を除き公開するものとする。

(代理)

第5条 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、会長の許可を得て、代理人 を出席させることができる。

(委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(答申又は建議)

- 第7条 会長は、調査審議が終了したときは、審議会の議決を経て、その結果を答申又は建議しなければならない。
- 2 前項の規定により答申し、又は建議する場合は答申書又は建議書には、必要と認める事項を付記することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。